

資料 1

令和 4 年度
茨城県教員再チャレンジ研修会

教員免許状について

茨城県教育庁学校教育部教育改革課 人材育成担当

◆相当免許状主義

[教育職員免許法第 3 条]

教育職員は、この法律により授与する**各相当の
免許状を有する者**でなければならない。

- **専門職**である教員には、原則、勤務する学校の種類に応じた
免許状が必要（養護教諭・栄養教諭免許状は除く）

第 1 教員免許制度の概要

◆免許状の種類

- 教員免許状は 3 種類あり、申請により都道府県教育委員会から授与

種類	有効期間	有効範囲	授与方法
普通免許状	なし	全国	所要資格（例：学位と教職課程等での単位取得等）を得て申請により授与
特別免許状	なし	授与を受けた 都道府県内	優れた知識経験等を有する社会人等に検定を経て授与（雇用しようとする者の推薦が必要）
臨時免許状	3 年	授与を受けた 都道府県内	普通免許状所持者を採用することができない場合に限り、検定を経て授与

◆免許管理者と授与権者

免許管理者

[教育職員免許法第2条第2項]

- 現に教員の職にある方・・・勤務地の都道府県教育委員会
- 上記以外の方・・・住所地の都道府県教育委員会

授与権者

[教育職員免許法第5条第7項]

- 都道府県教育委員会・・・個々の免許状を交付した教育委員会
(=免許状に書かれている教育委員会)

第2 教員免許の有効性確認 と手続き

◆更新制度の解消と免許状の扱い①

- 令和4年5月の教育職員免許法改正により、同7月1日に教員免許更新制が解消（＝廃止）
- 令和4年7月1日時点で有効な免許状（休眠状態（※後述）を含む）は手続きなく、期限の無い免許状となる
- 令和4年7月1日時点で失効していた免許状は、更新制が解消されても、自動的に効力が復活することはない
⇒ 教員として勤務するためには免許状の取り直し（＝再授与）の手続きが必要

◆更新制度の解消と免許状の扱い②

■ 新免許状と旧免許状

区分	新免許状所持者	旧免許状所持者
該当者	平成21年4月1日以降に初めて免許状を取得した者	平成21年3月31日までに1枚でも免許状を取得していた者
有効期限 ※R4.6.30までの扱い	記載あり 〔※ R4.7.1以降新たに交付する免許状は記載はなし〕	記載なし 〔※ 記載はないが、更新制開始に伴い生年月日に基づき割り振り（※）〕

（※）旧免許状所持者に割り振られた有効期限（（更新講習の）「修了確認期限」という。）は、県教委HPで確認できます。

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/kyoshoku/menkyo/haishi/kigen.pdf>

◆更新制度の解消と免許状の扱い③

- 令和4年7月1日前に有効期限を超過していた免許状の扱い

区 分	有効期限の日満了時点で 現職教師	有効期限の日満了時点で 非現職教師
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

- 失効 ⇒ 免許状の取り直し（＝再授与）の手続きが必要
- 休眠 ⇒ そのまま免許状は有効

（参考1）教員免許状の「休眠」状態とは

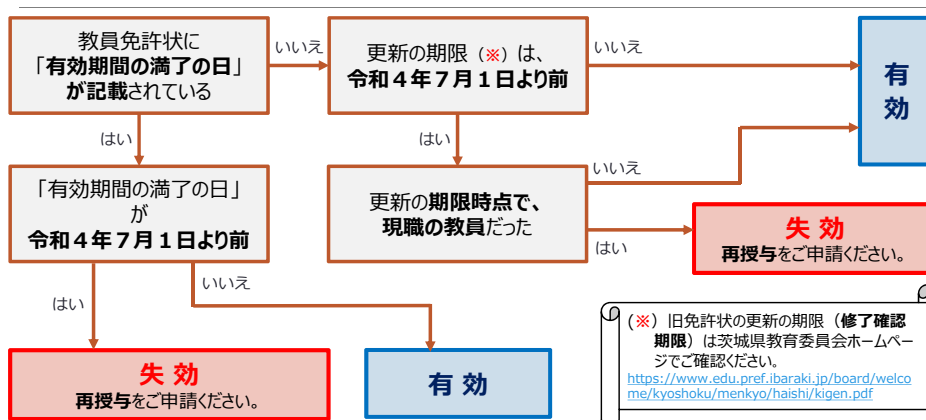
- 旧免許状所持者のうち、有効期限満了時点において、教員免許を必要とする職に就いておらず、また就く予定のない人の場合、免許状は有効期限を超過しても失効しないが、免許状としての「有効性」を失うこととなった。

この状態を「**休眠**」といった。

- 失効した旧免許状は授与権者への返納が必要なのに対し、休眠免許状は返納の必要がない。ただし教員免許を必要とする職業に就く際は、大学等で更新講習（30時間）を受講した後、免許管理者に対し、有効性の「回復」手続きを行う必要があった。

⇒ 更新制解消により、講習受講や回復手続きは不要になった

◆お持ちの免許状の有効性の確認



◆再授与手続きの申請先

現在の状況	失効した免許状を授与した都道府県（授与権者）	
	茨城県教育委員会	他の都道府県教育委員会
茨城県内にお住まいの方 又は 茨城県内の学校に勤務している方	A	B
上記に該当しない方	A	C

A・・・茨城県教育委員会に申請可能

B・・・茨城県教育委員会に申請可能だが、授与権者に申請するほうが、必要書類が少なくなる場合あり（各授与権者の取扱いによる）（※）

C・・・茨城県教育委員会への申請不可 → 免許状を授与された都道府県教育委員会 又は お住まいの都道府県教育委員会 へお問い合わせください

（※）茨城県教育委員会では、当教育委員会発行免許状の再授与申請の場合、手続きの簡素化（必要書類の一部の省略が可能）を行っています。

◆再授与手続きの流れ①

■ 旧免許状所持者の場合

i 失効手続き（※失効時に手続きを行っていない場合）

- ・免許管理者に失効免許状を返納。方法は当該都道府県教育委員会に確認
【※有効期限の記載がなく、効力の有無が一目で分からないため。（教育職員免許法 平成19年附則第2条第6号）】

ii 再授与申請書類の提出 毎月15日受付締め

- ・失効手続きを本県以外で行う場合は、その手続き完了後、本県に書類を提出
- ・本県で失効手続きを行う場合は、再授与申請書類の提出と同時に手続き可能

iii 再授与による免許状の交付 当月受付分を月末の日に交付

- ・新たな番号が付された免許状（有効期限なし）を交付

◆再授与手続きの流れ②

■ 新免許状所持者の場合

i 再授与申請書類の提出 毎月15日受付締め

- ・必要書類を準備のうえ、提出
- ・**失効手続きは不要**（免許状に有効期限が記載されており、無効が明らかであるため）

ii 再授与による免許状の交付 当月受付分を月末の日に交付

- ・新たな番号が付された免許状（有効期限なし）を交付

◆再授与手続きの流れ③

■ 過去の免許状取得方法が大学等で単位を修得した場合の基本例

	必要書類等	様式等	摘 要	省略
1	免許状授与願	様式第1号	県教委HPからダウンロード	
2	戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)		本籍のある市町村発行	
3	履歴書	様式第2号	県教委HPからダウンロード	
4	宣誓書	様式第3号	県教委HPからダウンロード	
5	学力に関する証明書		単位修得元の大学等が発行	可能
6	介護体験証明書(小・中学校免許のみ)		実施施設・学校・教委等が発行	可能
7	授与手数料	茨城県収入証紙	3,400円分	

※この表に掲げるものは基本的な例です。詳細は下記ホームページでご確認ください。
 茨城県教育委員会「教員免許状再授与申請手続きに係る申請書類の簡素化（省略）について」
<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/kyoshoku/menkyo/kanryaka.html>

(参考2) 有効な教員免許状を紛失した場合

■ 申請により授与権者が交付する「**教育職員免許状授与証明書**」が**教員免許状の代わり**となる。

※ 紛失の場合の教員免許状の再交付は、原則、不可抗力の理由による場合以外は不可。

〔理由がり災、盗難等による場合で、担当官公署の証明（り災証明書等）が得られるものに限られる。〕

◆教員免許に関するお問い合わせは

〒310-8588 水戸市笠原町978番 6

茨城県教育庁学校教育部 教育改革課人材育成担当

電話 029-301-5274, 029-301-5286
(共に免許担当直通)

E-mail :tokukyo3@pref.ibaraki.lg.jp

令和 4 年度 再チャレンジ研修会

教員の魅力、やりがいについて

◎ 毎日、元気な声で挨拶や返事をしてくれる子供たちと会えること。

朝早くの教室は朝日がとてもきれいです。その中で、登校してくる一人一人を迎えます。大きな声で挨拶をしながら教室に入る子供たちに、私は名前を呼んで挨拶をします。「〇〇さん、おはようございます。大きな声で挨拶ができて、すばらしいですね。」と伝えます。片付けが終わると、昨日あったうれしいことや楽しかったこと、おいしかったものなど、いろいろな話をしてくれます。とても楽しい時間です。

◎ 子供たちの大きな力を感じることに。

こちらの「できるかな?」を軽く超え、できることがどんどん増えていきます。「自分でやってみたい。」という思いをもち、子供たちが中心となって活動している姿を見ることができるのは、とてもうれしいです。



◎ 成長を感じられること。

できなかったことができたとき、わからなかったことがわかったとき、その瞬間を見られることは一番のやりがいです。「できたね!」と顔を見ると、笑顔で返してくれます。



◎ たくさんほめられること。

毎日たくさんのかことをほめます。できて当たり前だと思ふようなことも、それをちゃんとできることはすばらしいです。ていねいに書けた字、がんばって書いた字には花丸をつけます。なかなか発表ができなかったのに、手を挙げてくれたらすかさず指名します。「発表できたね。」と伝えるととてもうれしそうにします。そんな子供たちの小さく見えるけれど、とても大きながんばりを毎日見られ、ほめることができるのは、私にとってとても幸せなことです。



令和4年度茨城県教員再チャレンジ研修会
(ペーパーティーチャー向け研修会)

私が教員になった理由
～教員の魅力・やりがいとは～



小学校教諭

略歴
県立高校卒業
大学入学

生物を専攻
教員免許取得

大学卒業後 製薬会社に入社
3年間勤務

転職 茨城県立高校講師
8年間勤務

教員採用試験受験回数10回
32歳で中学校理科採用される

資料2
水戸会場配付資料

教科指導

最近の授業

学習指導要領の改訂、一人一台端末
オンライン授業、デジタル教材等



教科指導

「先生の授業で理科が好きになった」
「わかった、できた」
「理科に授業変更になってうれしい」
「ここがわからない、ここを教えてほしい」

学級経営

組織作り、生徒理解、生徒指導、
特別活動、進路指導、環境整備、
給食指導、その他等



卒業式



苦勞した点

生徒指導
保護者対応
部活動
長時間労働

最後に



資料 3

現在の学校教育について

茨城県教育研修センター

令和の教育が目指すもの

○社会の在り方が
劇的に変わる
「Society5.0時代」
の到来

○新型コロナウイルス
の感染拡大など
先行き不透明な
「予測困難な時代」



一人一人の児童生徒が、
自分のよさや可能性を認識するとともに、
あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、
多様な人々と協働しながら
様々な社会的変化を乗り越え、
豊かな人生を切り拓き、
持続可能な社会の創り手となること
ができるようにすることが必要。

学習指導要領の着実な実施

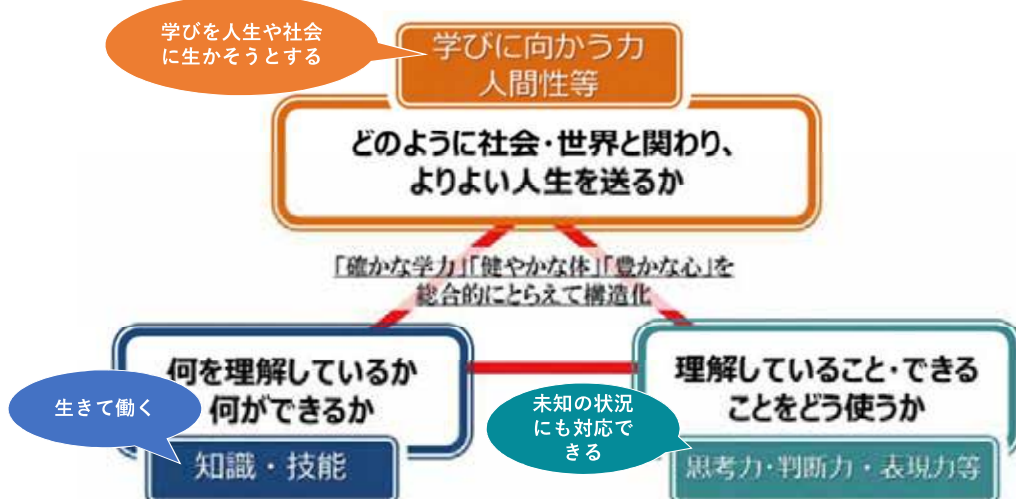
ICTの活用 により

「令和の日本型教育」を担う教職員の姿

- ・変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける
- ・子供一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たす
- ・子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

R3.1.26 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）より

学習指導要領「育成すべき資質・能力の三つの柱」

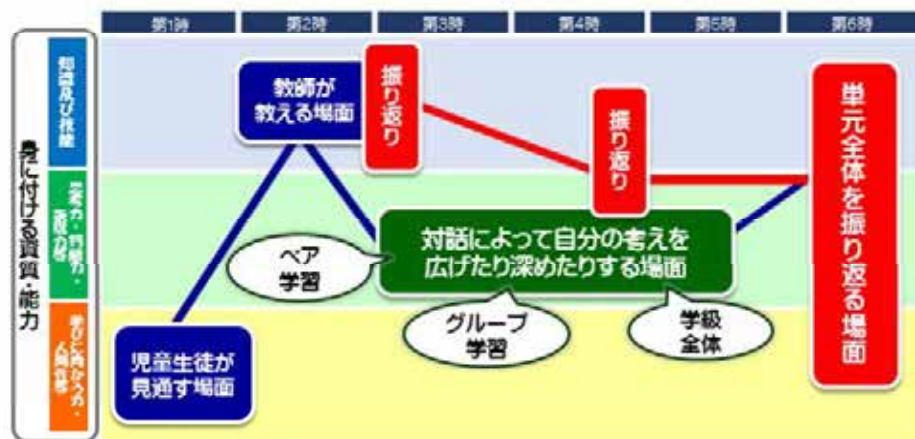


主体的・対話的で深い学び



単元や題材を見通した指導計画

「主体的・対話的で深い学び」は単元や題材のまとまりを見通した、多様な学習活動を組み合わせることが大切です



1 単位時間の学習の流れ

○導入 学習意欲を喚起するための動機付け

○展開 学習の方法、手順に基づき、主体的に学習に取り組むことができるようにする

児童生徒の活動場面

話し合う・考える
作業をする・調べる・実験をする

○終末 学習内容の振り返り、次時への見通し

学校におけるICTを活用した学習場面



参考：教育の情報化に関する手引（追補版）（文部科学省）

学校でのICT活用等の現状

【子供たちに対する調査（小学校）】

ICT機器（タブレットなど）を授業でどの程度使用したか

「ほぼ毎日」… 26.9%

「週1回以上」… 83.3%

学習の中でタブレットなどを使うのは勉強の役に立つと思うか

「役に立つと思う」+「どちらかといえば役に立つと思う」… 94.4%

子供たちは意欲的に活用している

【先生に対する調査（小学校）】

大型提示装置（電子黒板など）を活用した授業をどの程度行ったか

「ほぼ毎日」… 67.2%

授業にICTを活用して指導すること

「できる」+「ややできる」… 75.3%

児童生徒のICT活用を指導すること

「できる」+「ややできる」… 75.3%

ICT機器の使い方を学ぶための研修の機会

「ある」+「どちらかといえばある」… 94.6%

先生たちは学んでいるところ

参考：令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査、令和4年度 全国学力・学習状況調査

あらゆる教育活動の基盤となる子供たちへの関わり

生徒指導の視点では

> 自己存在感の感受

⇒集団の中で「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感等を実感できるよう工夫

> 共感的な人間関係の育成

⇒支持的で創造的な学級・ホームルームづくり

> 自己決定の場の提供

⇒「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

> 安全・安心な風土の醸成

⇒児童生徒による安心して学校生活が送れるような風土づくりを支援

教職員同士の同僚性が基盤（チームで取り組む）

R4.12 文部科学省「生徒指導提要」より

教師に求められる「子供一人一人を大切にする関わり方」1

1 「名前で丁寧に呼ぶ」「無視しない」など、**基本的な当たり前のことを実行する**

2 子供一人一人は違う状況にあるので、**状況に応じて関わるという視点をもつ**

3 **子供の承認欲求を満たす**（子供の事実や行為などを認め、尊重する）

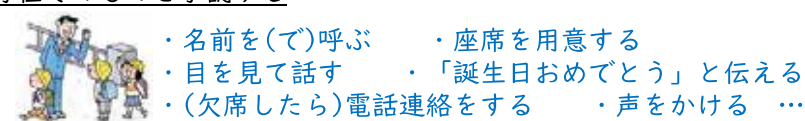
① **結果承認**…「実際にできた」「達成した」事柄を承認する



② **過程（行動・努力）承認**…行動した過程、努力した過程を承認する



③ **存在承認**…存在そのものを承認する



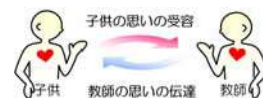
教師に求められる「子供一人一人を大切にする関わり方」2

1 基本的な心構え…オープンマインドスキル

- ・心を開いて、関わろうとする気持ちがあることを、言葉や行為で示すこと
- ・話しやすい教師、近付きやすい教師という雰囲気を提示すること

2 子供の思いを受け取る…傾聴スキル

- ・子供の話に関心を持ち、話を理解したことを子供に伝えること



3 思いを伝える…「私」メッセージスキル（主語的意味を「私」にする）

【例】忘れ者をした子供に…

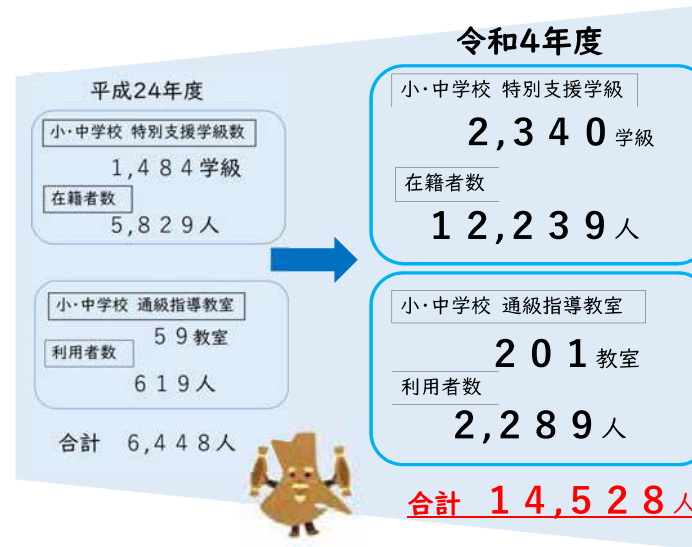
△教師A：（君は）また忘れたのか。何回言ったら分かるんだ。

○教師B：何回も忘れ物をする、やることが遅れてしまって（先生は）心配だよ。

4 子供の問題解決力を高める…コーチングスキル

- ・子供の中にある答えや能力を引き出す関わり方
- ・指示的、指導的に関わるのではなく、子供と一緒に考える
ティーチング▶コーチング

特別な支援を必要とする子供たち



小中学校の通常の学級
在籍児童生徒のうち
**学習面又は行動面で
著しい困難を示す
児童生徒**

8.8%

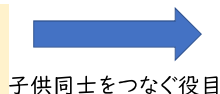
35人学級に約3人

令和4年12月
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

言葉かけNG集

- ・何回言ったらわかるの？
- ・自分で考えてやりなさい。
- ・きれいに、丁寧に、ゆっくり
- ・早くしなさい。
- ・そんな字では、誰も読めないよ。
- ・相手の気持ちを考えなさい。
- ・そんなことでは中学校(高校)に行けないよ。
- ・うるさい、静かに！

教師の言葉かけ(対応)に
周囲の子供たちが学ぶ



温かな学級集団づくり

子供同士をつなぐ役目

本人の努力でカバーできない領域がある

困った子は「**困っている子**」なのです

「もしかして発達障害かな？」と思ったら

- ・どのような場面で問題が起きるのか？
- ・どの場面でつまづいているのか？
- ・保護者と話をし、接し方を教えてもらう。
- ・特別支援教育コーディネーター等に相談する。

特性の理解

- ・同じ障害でも特性の表れ方に個人差がある。
- ・1人の支援が他の子どもにあてはまるとは限らない。
- ・診断名にとらわれない。



達成感を味わわせる

- ・できることや得意なことを伸ばし自信をもたせる。
- ・少しの努力でできそうな課題を設定し、できたら大いにほめる。
- ・きつく叱らず落ち着いたら理由を聞く。

許容範囲を設ける

- ・無理強いしない。
- ・ガス抜きをさせる。
- ・完璧を求めない。

話し方を変える

- ・短い言葉で分かりやすく話す。
- ・指示は1つずつ。
- ・言葉だけでなく、視覚的な情報も与える。
- ・「だめ」の代わりに「どうすればよいか」を示す。

多様な子供たちを誰一人取り残さないためには、一人でかかえこまずにチームとして支援することが大切です。

主役である一人一人の子供の個性や違いを認めた上で、一人一人のよさを十分に引き出しながら、子供たちをサポートしていきましょう。



1 NITS 独立行政法人教職員支援機構 動画教材

- ① 基礎的研修シリーズ（まずはここから）
※学習指導、生徒指導、特別支援教育など基本的な内容がまとまっています。
<https://www.nits.go.jp/materials/basic.html>
- ② 情報化（ICT）教育：校内研修シリーズ No37, No76, No78, No82, No83, No88
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme05-04>
- ③ 実践力向上シリーズ
<https://www.nits.go.jp/materials/practical/>
- ④ 教育相談に関するマネジメントの推進：校内研修シリーズ No15
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/015.html>
- ⑤ 不登校児童生徒の支援と教育相談：校内研修シリーズ No47
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/047.html>
- ⑥ 特別支援教育の実際～通常学級における「特別な配慮」～：校内研修シリーズ No17
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/017.html>

2 文部科学省資料

- ① 平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm
- ② 教育の情報化に関する手引
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- ③ StuDX Style
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- ④ 生徒指導提要（改訂版）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

3 その他 公的機関の資料

- ① 国立教育政策研究所 「生徒指導リーフ」シリーズ
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>
- ② 国立特別支援教育総合研究所 HP
<https://www.nise.go.jp/nc/>
・ NISE「特別支援教育リーフ」
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
・ インクルDB
http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=13
- ③ 茨城県教育研修センター「情報教育ガイドブック」
<https://00m.in/pK6gs>
※茨城県教育研修センターHPには、他にも様々な情報があります。
トップページ <https://www.center.ibk.ed.jp/>

資料 4

給与、福利厚生について

地方公務員の給料等は、法律により「条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない。」とされています。常勤講師、非常勤講師の給与や休暇についても県の条例や規則等に基づいて決定されることになります。

1 常勤講師

常勤講師は、週当たり 38 時間 45 分勤務するフルタイム職員です。

(1) 常勤講師の勤務条件等

勤務時間	週 38 時間 45 分（1 日 7 時間 45 分）
給与	月給、当月払い（実績手当等一部は翌月払い）
休日等	土日・祝日・年末年始休（12/29～1/3）
年次休暇	年間最大 20 日（任用期間による減調整あり）
特別休暇	夏季休暇、療養休暇、忌引等
健康保険	公立学校共済組合※
年金等	日本年金機構※
その他福利厚生	人間ドック（30 歳以上希望者）

※ 2 か月を超える任用期間が必要です。

(2) 常勤講師の給与試算（※）

	月給	期末勤勉手当 （ボーナス）年 額	年収
30 歳	255,000	700,000	3,760,000
40 歳	280,000	790,000	4,150,000
50 歳	295,000	830,000	4,370,000

※ 1 年間（4 / 1 ～ 3 / 3 1）任用された場合の試算

※ 税や健康保険料等の控除がありますので、実際の手取り額はこれより低くなります。

(3) その他手当等

上記給与のほか、一定の要件を満たした場合、以下の手当が支給されます。

通勤手当・・・通期方法や通勤距離に応じて定額を支給

住居手当・・・アパート等を自ら借り受け居住している場合に賃料の一部を支給

扶養手当・・・子等を主として扶養している場合に定額を支給

退職手当・・・6 か月以上連続して勤務した者が退職した際に支給

2 非常勤講師

非常勤講師は時間単位で勤務するパートタイム職員です。

(1) 非常勤講師の勤務条件等

勤務時間	職により異なる（例：週 29 時間等）
給与	時給、月末締翌月払い （注意）夏休み等、勤務がない月は報酬が発生しません。
休日等	土日その他週休日・祝日等 （注意）原則として休日に報酬は発生しません
年次休暇	年間 1 日～10 日（職により異なる）
特別休暇	療養休暇、忌引、看護休暇等
健康保険	公立学校共済組合（年間を通して週 20 時間以上） 国民健康保険（それ以外）
年金等	日本年金機構（年間を通して週 20 時間以上） 国民年金（それ以外）
その他福利厚生	人間ドック（年間を通して週 20 時間以上、30 歳以上希望者）

※ 今後の制度改正により変更になることがあります。

※ 共済組合員・日本年金機構の加入には 2 か月を超える任用期間が必要になるほか、週当たりの勤務時間等、一定の要件を満たす必要があります。

(2) 非常勤講師の給与試算の一例(※)

	時給	期末手当 (ボーナス) 年額	年収	備考
小学校少人数講師等	1,750	240,000	2,077,500	週当たり 29 時間、 年間 1,050 時間で試算
専科指導等講師等	2,870	なし	2,009,000	週当たり 20 時間、 年間 700 時間で試算

※ 税や健康保険料等の控除がありますので、実際の手取り額はこれより低くなります。

(3) その他手当等

上記給与のほか、一定の要件を満たした場合、以下の手当が支給されます。

通勤費・・・通期方法や通勤距離、通勤回数に応じて支給

資料5

教員選考試験について

～ 教員選考試験の概要 ～

学校教育部教育改革課
人事制度改革・採用担当



茨城県の求める教師像



- 1 教育者としての資質能力に優れた、人間性豊かな教師
- 2 使命感に燃え、やる気と情熱をもって教育にあたることができる活力に満ちた教師
- 3 広い教養を身に付け、子どもとともに積極的に教育活動のできる指導力のある教師
- 4 子どもが好きで、子どもとともに考え、子どもの気持ちを理解できる教師
- 5 心身ともに健康で、明るく積極的な教師



学校教育推進の柱

令和4年度 学校教育指導方針



- 1 **確かな学力**を育む教育の推進
○幼児教育の充実 ○小中学校教育の充実 ○高等学校教育の充実
- 2 **豊かな心**を育む教育の推進
○道徳教育の充実 ○特別活動の充実 ○福祉教育の充実
○人権教育の充実 ○生徒指導の充実
- 3 **健やかな体**を育む教育の推進
○学校体育の充実 ○学校健康教育の充実
- 4 **時代の変化やグローバル社会に対応**できる教育の推進
○キャリア教育の充実 ○国際教育の充実
○科学技術の発展に対応した教育の充実 ○環境教育の充実
○教育の情報化の充実
- 5 自立と社会参加に向けた**特別支援教育**の推進
○特別支援学校における教育の充実
○幼児教施設、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

教員選考試験の概要

～令和5年度採用試験～

試験日程(今年度)



出願期間 4月11日(月)～5月6日(金)

・電子申請のみ

第1次試験 6月26日(日)

・他の都道府県より早く、併願が可能

・水戸・東京・仙台・名古屋・大阪・福岡の各会場

第2次試験

8月19日(金)、20日(土)、21日(日)

・水戸会場で実施

教員選考試験の概要

～令和5年度採用試験～



受験資格

■ 免許状

受験する区分ごとの普通免許状(当該教科の普通免許状)を有する方
又は 令和5年3月31日までに取得見込みの方

- ・高等学校の書道・・・書道＋国語の高等学校教諭普通免許状を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方
(国語科教諭として配置する場合があります。)
- ・高等学校の情報又は福祉・・・当該教科＋他教科の高等学校教諭普通免許状を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方
(他教科教諭として配置する場合があります。)
- ・特別支援学校・・・盲、聾、養護学校教諭普通免許状を取得している方は、特別支援学校教諭普通免許状を取得しているものとみなします。

■ 年齢

昭和38年4月2日以降に出生された方

教員選考試験の概要

～令和5年度採用試験～



採用区分・予定数

小学校教諭 約400名 中学校教諭 約280名

高等学校教諭 約130名(中等教育学校を含む。)

特別支援学校教諭 約90名

養護教諭 約14名

- 主に小・中学校に配置を予定。
- 高等学校、特別支援学校への配置もあり。

栄養教諭 約4名

- 主に小・中学校に配置を予定。
- 特別支援学校への配置もあり。

教員選考試験の概要

～令和5年度採用試験～



選考種別

○一般選考

2 志願者の特例(国際貢献活動経験者・社会人経験者・教職大学院修了者 等)

○障害者を対象とした選考

○講師等経験者特別選考

○社会人特別選考

○大学等推薦特別選考

○「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考

○離職者を対象とした特別選考

○スペシャリストを対象とした特別選考

志願者の特例(一般選考)



国際貢献活動経験者の一部試験の免除

全校種・職種・教科・科目が対象

○独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)の規定に基づく青年海外協力隊員、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア、日系社会シニア・ボランティアとして、継続して2年以上の派遣実績を有する方。

「第1次試験」のうち教職専門の試験を免除。

社会人経験者の一部試験の免除

全校種・職種・教科・科目が対象

○正規職員として民間企業や官公庁で継続して3年以上の勤務経験を有する方。

※ただし、塾や私立学校の講師、任期を付した職員、派遣職員等は含みません。

現在教員免許状を失効している方は、採用時までに更新講習を修了し、教員免許状を回復する必要があります。

「第1次試験」のうち教職専門の試験を免除。

教職大学院修了者の一部試験の免除

○教職大学院の過程を修了した方、又は、現在、教職大学院に在学中で、令和4年度末に修了予定の方(小・中・高・特)

「第1次試験」のうち教職専門の試験を免除。

特定の資格による加点制度

○一般選考で受験される方。「志願者の特例」を除く。

○第1次試験の合計点に加点。(20点が上限)

◎加点制度の内容

- 英検準1級以上 ……20点(全校種)
- 英検2級以上 ……10点(全校種)
- 特別支援学校教諭の普通免許状を有する ……10点(小・中学校) など

令和5年度採用 教員選考試験の流れ

小学校教諭

一般選考

第1次試験

400点

教職専門(マークシート試験) 100点 30分

専門教科(マークシート試験) 300点 90分

6月26日(日)
受験票で指定
された会場

合格発表
7月20日(水)

第2次試験

520点

人物重視の第2次試験

面接試験

個人面接:240点

集団討論:120点

小論文

小論文:160点

8月19日(金)
8月20日(土)
8月21日(日)

合格発表
10月3日(月)

前年度の実施内容

- ・個人:場面指導や模擬授業等も実施。3人の面接員による評価。
- ・集団:5人~10人で実施。内容は、合意形成を図る方式で実施。

(参考) 茨城県HP



明るく、子供好きな皆さんが必要です!
たくさんの志願者をお待ちしています。

資料 6

講師登録について

1 採用する教職員の種類

○「常勤講師」(臨時的任用職員)

- ・ 欠員補充、休職補充、産休補充等
- ・ 週当たり 38 時間 45 分勤務 (フルタイム職員)

○「非常勤講師」(会計年度任用職員)

- ・ 初任者研修の授業補充等
- ・ 時間単位で勤務 (パートタイム職員)

2 対象者

採用希望校種・教科の教育職員免許状を現在有する方。
(又は、令和 5 年 3 月 31 日までに取得見込みの方。)

3 手続き方法

茨城県公立学校臨時的任用職員採用志願書 (本日配付している様式を利用していた
だくか、県教育委員会ホームページからダウンロードしてご使用ください。) を作成
し登録先 (裏面参照) に提出してください。同時に 2 か所以上に提出しても結構で
す。

■茨城県公立学校臨時的任用職員採用志願書掲載ページ

茨城県教育委員会ホームページ > 茨城県教育委員会へようこそ > 教職員関係 > 教職員
採用情報 > 小中学校・県立高校・県立特別支援学校の臨時的任用職員 (常勤講師・事務職
員等)・非常勤講師になるには > 講師等登録の方法 > 茨城県公立学校臨時的任用職員採
用志願書

■茨城県公立学校臨時的任用職員採用志願書 URL

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/kyoshoku/saiyou/koushi/shigansyo.pdf>

4 採用方法

採用志願書を登録先に提出後、採用する必要が生じた場合 (随時)、本人あて連絡
します。(基本的には、市町村立小中学校等は、教育事務所または市町村教育委員会
から、県立学校は学校長から連絡があります。)

<講師登録先>

1 市町村立小学校・中学校等

登録先	希望勤務先
水戸教育事務所人事課 水戸市柵町 1-3-1 (水戸合同庁舎 6 階) 電話 029-227-4451	水戸市、ひたちなか市、笠間市、常陸大宮市、 那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、 東海村、大子町
県北教育事務所人事課 日立市末広町 1-1-4 (日立市教育会館 3 階) 電話 0294-34-0774	常陸太田市、日立市 (日立特別支援学校を含む)、 高萩市、北茨城市
鹿行教育事務所人事課 鉾田市鉾田 1367-3 (鉾田合同庁舎 3 階) 電話 0291-33-6137	潮来市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、行方市
県南教育事務所人事課 土浦市真鍋 5-17-26 (土浦合同庁舎第 2 分庁舎 2 階) 電話 029-822-7292	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、 牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、阿見町、美浦村、河内町、利根町
県西教育事務所人事課 筑西市二木成 615 (筑西合同庁舎 5 階) 電話 0296-24-9289	筑西市、下妻市、常総市、坂東市、結城市、 古河市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

2 県立中学校・中等教育学校・高等学校

茨城県教育庁高校教育課 人事担当

水戸市笠原町 978-6 (県庁 22 階) 電話 029-301-5256

3 県立特別支援学校

茨城県教育庁特別支援教育課 人事・計画担当

水戸市笠原町 978-6 (県庁 22 階) 電話 029-301-5275

* 希望する地域等の志願書への記入方法

<市町村立小学校・中学校等>

希望する市町村名を 3 つまで記載してください。

<県立中学校・中等教育学校・高等学校・県立特別支援学校>

「水戸」「県北」「県東」「県南」「県西」のいずれかを 3 つまで記載してください。基本的には上表(市町村立小学校・中学校等)の地域と同様となりますが、「小美玉市」は「県南」、「つくば市」「守谷市」「つくばみらい市」は「県西」地域扱いとなります。